

令和元年度（3月）
紀の国森づくり基金運営委員会
議 事 録

開催日時 令和2年3月23日（月）
10:00～11:10
開催場所 和歌山県自治会館
3階 304会議室

令和元年度（3月）

紀の国森づくり基金運営委員会

1 開催日時 令和2年3月23日（月）10:00～11:10

2 開催場所 和歌山県自治会館 3階 304会議室

3 出席委員

■	■	委員
■	■	委員
■	■	委員
■	■	委員
■	■	委員
■	■	委員
■	■	委員

計7名

4 県関係出席者

森林整備課	課長	児玉	和久
〃	副課長	南方	清克
〃	緑化推進班長	寺田	智
〃	主任	栗生	剛
〃	技師	井馬	莉彩子
自然環境室	自然環境班長	辻井	孝文
〃	副主査	岡田	武彦
海草振興局	主事	川島	有美
那賀振興局	主事	向井	舞
伊都振興局	主査	木下	剛司
西牟婁振興局	副主査	上田	清貴
東牟婁振興局	主事	畑下	勝美

令和元年度（3月）紀の国森づくり基金運営委員会

日時：令和2年3月23日(月)午前10時より

場所：和歌山県自治会館 3階 304会議室

開 会 午前10時00分

南方副課長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから「紀の国森づくり基金運営委員会」を開催させていただきます。

紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第4条第3項の定足数ですが、議決権を有する委員数8名に対して本日ご出席の委員が7名と、過半数に達しておりますので、本委員会が有効に成立したことを報告いたします。

本日の議事録につきましては、発言委員名を伏せて県のホームページで公開いたしますので、ご了承ください。

それでは、会議に入りたいと思います。

会議の議長は、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第4条第2項により、委員長が当たることになっておりますので、■■■■委員長よろしく願いいたします。

■■■■委員長

それでは、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第7条第1項に基づきまして、本日の議事録署名人を私のほうから指名させていただきます。

■■■■委員と■■■■委員にお願いいたします。よろしく願いいたします。

[両委員うなづく]

■■■■委員長

それでは、議事に入りたいと思いますが、平成19年度第1回の委員会で決定しましたとおり、審議については自由な議論を行うために非公開としたいと思います。

そのため、報道関係者、傍聴者の方がおられるかどうかを確認したいと思います。事務局、いかがでしょうか。

井馬技師

おりません。

■■■■委員長

はい、ありがとうございます。

自然環境室
岡田副主査

いらっしゃらないようですので、このまま議事に移りたいと思います。

最初に、報告事項が入っております。「令和2年度森林の公的管理推進事業」の事業実施についてです。

既に、これは前回の委員会で「適当」としておりますが、その際、委員の皆様から詳細を知りたいという要望がありましたので、本日は当局から追加説明の申し出がございました。説明よろしくお願いたします。

それでは、説明させていただきます。

まず1つ目 [REDACTED] の公有林化の予定地についてですけれども、こちらのほうは滝の拝の南東約2.5キロメートルのところにある土地でして、面積は110ヘクタール程度、横が90～457メートルということで、 [REDACTED] という山があるんですけども、そこから南北に延びる尾根で囲まれている山です。

中には炭窯の跡や、炭を運搬する道路の跡などが見られて、昔、薪炭林として使われていたということが伺われます。また、急峻な地形も見られるんですけども、全体的に緩やかな山林となっています。スギ・ヒノキ林率は、航空写真から見ると大体20%と見られまして、また森林簿からの調査では林齢が大体60年生程度と見られます。

そして、この地図を見ますと、自然公園やその他の鳥獣保護区、あと天然記念物等による地域指定は、ございません。

次のこの土地の選定理由ですけれども、この土地は、この地図を見ますと水色で囲ったところ、ここは今年度「新紀州御留林」として購入させていただいた山林ですが、こちらに隣接しています。

この周辺には、ラン科の植物のキリシマエビネやナツエビネという植物のほか、オオバヤドリギという植物も見られます。薪炭林として使われていて、周りは人工林として結構植林されているんですけども、ここはほぼ一帯8割程度が自然度の高い天然林でして、紀北地域では大体800メートル以上から見られるヒメシャラという木が、大体200メートル付近の標高で見られるという紀南の特徴的な山林となっています。

また、周辺ではあまり見られないアカガシという大塔山のほうでよく見られる広葉樹ですけれども、そういった木が見られまして、

原生的な自然が残っている、このような山は貴重であると判断させていただいて保護することが重要ということで選定させていただきました。

生物相の概要をちょっと書かせていただいたんですけども、真ん中のほうにどういう植物があるかというのを書かせていただいています。イワヒバ、オオバヤドリギ、ウドカズラ、ナツエビネ、キリシマエビネ、シシンラン、ウナズキギボウシという絶滅危惧種が確認されています。

また、動物の調査自体は今回していないので、近縁地の調査ということで調査記録があったんですけども、そちらのほうではニホンカモシカとか、絶滅危惧種でいったらキクガシラコウモリとコウモリ類とか、あと [] 指定の天然記念物で、県レッドデータブックの学術的重要ということで指定されているルーミスジミというものが見られました。

詳しい樹種については、次のページ以降をごらんください。その次のページに載せているのが今年度調査した樹種でして、その次のページからが近縁地の調査記録を調べたものになっています。樹木、草本、シダ、哺乳類、鳥類、昆虫類というふうにあげさせてもらっています。

さらに、もう一枚めくっていただくと、現地の写真を載せさせてもらってまして、これの右下のほうがおオバヤドリギで、そのほかウバメガシとかスダジイなどが見られます。

[] のほうの土地については、以上になります。

それでは、続いて [] の山林の説明をさせていただきます。

こちらのほう、ちょっと面積が以前の委員会のおときから変更をさせていただいています。

以前の委員会の際は90ヘクタール程度と報告させていただいたんですけども、土地の所有者の方との交渉の過程で、1カ所今のところ減になってまして、90ヘクタールから60ヘクタールに変更になりました。

この土地は、 [] の南、大体6キロ程度にある山林でして、 [] という川が流れています。

[] の紀南地方特有の崖地帯とか岩尾根とかが見られる急峻な地形でして、そういったところにトガサワラとかゴヨウマツ、モミなど針葉樹が見られます。傾斜が緩やかなところは、一部ス

ギ、ヒノキの林が見られます。人工林率は、航空写真から見ますと約30%でして、所有者による聞き取り調査では人工林部分——スギ・ヒノキ林部分は林齢70年生程度で、それ以外の部分の山林は伐採された記録がありません。

こちらも、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区、天然記念物などの地域指定はございません。

そして、この場所を選定した理由ですけれども、まずこの土地はアラカシ、ツクバネガシといったカシ類の広葉樹と、トガサワラとかモミとかの針葉樹で構成される針広混交林でして、地形は全体的に急峻な地形となっております。また林道の [REDACTED] ができるまでは人の手が入りづらいということで、大規模な伐採とか造林の影響を受けてなくて、この土地を中心にすごく広範囲にわたって自然度の高い山林が残っています。

この林内には、県内で生育地が限られているツチトリモチとかキクシノブという植物が見られるほか、近縁地の調査では森林の伐採で生息域が減少しているナガボシカメムシというカメムシや、ムカシヤンマというトンボ——森林性の昆虫が見られるほか、ヤマセミといった鳥類が見られています。また、生息域が紀伊半島南部、あと四国というふうに限られているトガサワラという木も、この山林を中心に広い区域にまとまって見られます。

こういった、特にトガサワラが見られることが特筆すべき点と書かせていただいているんですけども、このような自然度の高い山林が広範囲に残っていることは非常に重要と考えたもので、この土地を新紀州御留林として公有林化していきたいと考えています。

次、生物相ですけれども、生物相については、まず植物はモミとかトガサワラという、先ほど述べたものがございまして、また県内の生育地が限られるゴヨウマツが見られます。近縁地の調査では、キナンカンアオイとかナツエビネ、ミドリカナワラビ、ミヤマトベラ、ムギラン、キジョランなどの植物が確認されています。

動物としては、ツキノワグマ、ニホンカモシカなどの動物のほかヤマセミ、オオアカゲラ、アカゲラなどの鳥類も確認されています。

昆虫としては、ナガボシカメムシ、ムカシヤンマ、クモガタヒョウモンなどの昆虫も確認されています。

詳しくは、次のページにございまして、次のページは今年度の

調査で確認された樹種の一覧が載っております。

さらに、もう一枚めくっていただくと、この近縁地の調査の記録を載せさせていただいてまして、樹木と草本、シダ植物、哺乳類、鳥類、さらにもう一枚めくっていただくと昆虫類がございます。

昆虫類のページが終わりますと、次は現地の写真となっていてまして、一帯的に天然林がありまして、ちょっと針葉樹みたいなものもところどころに交じって見られるような山林となっています。

説明は、以上です。よろしくお願ひします。

■ 委員長

ありがとうございました。
何か質問等ございますか。

■ 委員

そもそもすみません。この基金との位置関係というのをちょっと改めて教えてほしいです。

自然環境室
岡田副主査

和歌山県のほうで自然度の高い山林というのが、分散化されて、少なくなってきています。そういったところをこれからも開発を防ぎたいとか、むやみに伐採されないように県として保護していこうということで、紀の国森づくり基金の公的管理推進事業として実施させていただいていくというものであります。

■ 委員

一つ一つ見たらすごくいいんだと思うのですが、今我々いろんな事業をするに当たって、分母がどれだけあって、その中の優先順位がどうあってという話があって、ここを今年はしますという話が必要だと思う。今回この2つというのは別に全然問題はないと思うのですが、全体どんなところがあって、もしかしたらここよりも先に開発が進んでしまっ買って買わなくてはいけないところがあるかもしれないよな、というふうな考え方というのは、どうされているんだろうか。

自然環境室
岡田副主査

もちろん開発が進みそうなところもあるんです。そういったところも調査をしていっているんですけども、そこはやっぱり土地の所有者の方との打ち合わせをしていった上で、折り合いがつか

た部分、ついてない部分というのがございますので、そういったところでちょっとこのような形になっています。

一応開発されそうなところというのも、本来の趣旨ではありますので、そういったところも当たってはいています。

委員

いずれにしても、こういうところが候補地にあつて、そこはこういう状況だというのがあつて、だから今年はというふうな話だと思います。

そういう議論というのが見えない中で、これを出されたら、まあ「はい」という話になってござるを得るので、これについてどうという話ではないですけども、考え方が結局……。

で、さっきの話であえて言うと、この中で林道をつけて何とかと書いてた。そしたら、林道をつける順番がもしかしたら間違ってたんと違うかなというような話になってくるよね。

そういうトータルの話の中で考えていくべきなん違うんかなということだけちょっと……。この事業について決して悪いことやないし、私はしていったらいいと思いますし、この2カ所についてはやって、購入して守っていくべき土地であるということについては異論はありません。

ただ、繰り返しますけども、ほかにもっと大事なところがないのかという視点がない以上、この中で我々が一生懸命やっている中、横で何か違うところが起こっているということにならないのかなと、そういう懸念だけをちょっと申し伝えさせていただいて、もう以上にします、私は。

委員長

ありがとうございました。

おっしゃる点もつともだとは思いますが、各振興局の皆さんの中で多分いろんな情報を持っていらっしゃる中から、このときの、この条件に合うのを、恐らく非常にいろいろ準備を進めていただいた中から候補地というのは選定されてくるんだろうと。確かに、その候補地が選定されるまでのプロセスというのは、この場ではあまり見られないんですけども、事情説明としてはそういうことがなされる場合もあると思うんですね。

これからの森林環境譲与税の関係あるいは森林経営管理法の関係で、恐らく今まで以上に森林の情報というのはあがってくると思うんですね。そうなりますと、その優先順位というか、

これだけ候補地がある中で、今年はどこからにしようかということができてくるのではないかと思います。

委員

行政経験者として、こういうことができやすくいいのではないかと一つ提案ですけども。

もともと周辺とかの山頂とか、買い入れの当初にはあったと思うんです。そのときには、和歌山県としてあるいは紀伊半島として非常に希少になってしまった原生的なブナ林、これをぜひ保全する必要があるということで買い入れたような気がしているんですけども、そのときは、ですから非常に貴重になってしまったブナ林をまず守る。そのブナ林はどの辺にあるのかというと、後から買い入れた近くもあったと思います。

ですから、一つの尺度を持って考えるならば、例えば森林簿というものには全部、森が伐採されてから、その後の年齢が入っているんで、まず天然林の中で林齢の高いものはどのようなところかというのは、今のITを使えば——県の森林管理の情報システムを使えば一気に洗い出せるはずなんです。ですから、そういうものの中で、ここは特に重要でありそうだとか、全部が全部調べるだけの人数と時間がないと思いますから、おおむねでもそういうものを全体的にそろえられて、その中でここは同じような林齢の中でも樹種構成とか、ほかの植物・動物相も含めた上で、特異なものが結構ありそうな可能性が高いとか、地質から見ても大事だとか、そういう一つ尺度で、物凄く手間をかけるというのではなくて、できる範囲の、大ざっぱでいいと思うので、まずそういうものを整えられたらどうでしょうか。

以上です。

委員長

ありがとうございます。重要な点かと思いますが、事務局のほうは何かありますか。

自然環境室
岡田副主査

はい。森林簿のほうは、確かにおっしゃるとおりだと思うので、そのような資料を作成した上で提出させてもらおうと、またちょっと整理してできそうかどうか検討させていただこうかと思います。

委員長

ありがとうございます。

おいおいそういうデータの整理もしていただくということと、今思ったんですけども、メンバーもいろいろかわりますので、選定の観点といいますか、毎年どういう観点でということを経験にご説明いただいてから事例の紹介に入っていただくと、よりわかりやすいかなと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

なければ、次に参りたいと思います。

続きまして、議事の2番目、審議事項になります。「令和2年度紀の国森づくり基金活用事業に係る公募事業の審議について」です。

それでは、皆様に事前に審査いただきました評点の結果等について当局のほうから説明をお願いいたします。

寺田班長

事務局、森林整備課の寺田と申します。よろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料「令和2年度紀の国森づくり基金活用事業に係る公募事業の審議について」という資料をごらんください。

初めに、資料2-①ページをごらんください。

今回の公募事業は、令和元年12月1日から令和2年1月20日の期間で募集いたしました。募集したところ、申請件数は12件、補助金額は上段に書いていますとおり、10,119,998円となっております。

活用の方向性でございますが、上の表をごらんください。

複数にカウントしていることもございますので、合計数は合いませんが、「森とあそぶ・まなぶ」が11件で全体の約7割を占めてございます。また「森をつくる・まもる」が2件、「森をいかす」が2件となっております。

それでは、選定要領の概略と事前審査の評点結果についてご説明します。1枚めくっていただきまして、資料2-②ページをごらんください。

まず、選定要領の概略ですが、応募された事業は、県で紀の国森づくり税条例、同基金条例の趣旨及び要綱等と照らして整合性があるかの確認を行いました。

その結果、全ての応募事業に整合性があると判断し、事前審査

として委員の皆様の評点のシート作成をお願いいたしております。

その評点シートの結果をもとに、この委員会では、下の表のこの赤で囲ってある部分の審査となります。各事業の適否をご審査いただくこととなります。

適否の判断基準としましては、「適当」は各委員の評点の平均点が23点以上のものとなっております。ただし、23点以上であっても、0点の項目が採点者数以上ある場合、また過半数の採点者が0点とした項目のあるものは「適当でない」となりますので、よろしく願います。

そのほか、再評点を行うことがふさわしいと判断された事業については、この場で再評点を行っていただき、その採点結果で決定することとします。

県では、この委員会の適否の決定をいただき、事業の採択を行うこととしております。

それでは、事前審査の結果について説明します。資料は1枚おめくりください。

2-③ページは、振興局別の評点数結果を書いております。

次のページをごらんください。2-④ページは、評点結果の高い順に並べております。

2-⑤ページ以降は、応募事業ごとの評点結果となっております。

1枚戻っていきまして、2-④ページをごらんください。

この表は、評点結果をもとに、評点の高い順に並べております。一番右側の数字が各委員の事前審査による平均点を示しております。

今回の事前審査では、12事業全ての事業が23点以上となっており、23点未満の事業はありませんでした。また、0点とした項目がある事業はありませんでした。

そして、次のページ資料2-⑤以降については、事前評価における各委員の項目点数並びに各委員からいただいたご意見を掲載しております。

本日は、申請窓口である各振興局の担当も出席させていただいております。現地状況や申請団体の意向も把握しておりますので、ご質問等がございましたら、各担当からお答えさせていただきますので、その旨ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

各事業の評点の下段にございます特記事項のうち、代表的なご意見については、採択者の通知の際に留意事項や意見として記載したいと思っております。

なお、この留意事項等については、委員会終了後、改めて各委員に内容の確認をさせていただきたいと考えております。

以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

■ 委員長

ありがとうございました。

今、事務局からご説明いただきましたけれども、このご説明について何か質問等ございますか。

ほかになれば、審議のほうに移りたいと思います。

事務局から説明がありましたように、事前審査において「適当」と判断するのは23点以上となっておりますけれども、この23点以上の申請が12件、下回っている申請はございませんでした。この結果について、委員の皆様からぜひご意見をいただきたいと思っております。

資料2-⑤あたりから見ていただきますと、必ずしも全員の皆さんの評点が23点以上というわけではありませんので、もしご意見等ございましたら、まずこの場でぜひお願いいたします。いかがでしょうか。

特に、再評価などが必要な点はございませんか。よろしいでしょうか。

■ 委員

■ について書いたのは私です。一般的に草花とか山菜とか植えたいというのはあると思うんです。これは一定割合以下だったので、対象にしてよかったんですけどね。という点を確認させてください。

■ 委員長

事務局、いかがでしょうか。花木等はちょっと議論になることもあるんですけど。

寺田班長

収穫をして、それを販売するという以外であれば、特に問題ないと考えております。

■ 委員長

草本でもいい。

寺田班長

はい。

委員長

はい。ありがとうございます。ということです。

委員

はい。

委員長

先ほど事務局の説明の最後にもございましたけども、後で意見等は附帯意見といいますか、留意事項として先方にお伝えすることもできますので。

特に再評価などが必要だという点がないようですので、それでは12件を「適当」ということで、本委員会の審議結果として報告したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

{各委員うなずく}

委員長

はい、ありがとうございます。審議結果として「適当」ということにしたいと思います。

皆さん、見ていただいてわかりますように、今回の評点結果のほう皆様から結構たくさんの意見をいただいております。今回の審査に当たって、事前の確認事項でもいろんな意見が出ていたと思いますので、留意事項や条件などを付すか否かの見当も必要ではないかと考えます。皆様いかがでしょうか。ぜひ、この事業にはここを留意してほしいとかありましたら。

委員

ですが、各委員の皆様の評点を見ると、半数の方が23点以下なんですよね。で、トータルとしては23点ちょうどなので、まあ事業としては「適当」だという結論になっているわけですけども、学校との連携の事業ですので、来年以降もまた同様の事業を継続して申請がされる可能性が高いと思うんですね。じゃ、その辺でこの特記事項に書かれていることを踏まえて、来年度の事業のあり方を考えていただくということを特にお願いしたらいいかなと思っております。

委員長

ありがとうございます。

私もその点、ここについてはいろいろ感じまして、ちょっとその学習事項に対してウエイトが少し低過ぎるのではないか、取り

組みの中でもう少しそこにも重点を置いてほしいなということは大変思いました。そのあたり、留意事項としてつけ加えていたらどうかと思います。

ほか、いかがでしょうか。今のところでもいいですし、ほかの団体さんでも結構です。

委員

職業柄どうしても見てしまうんですけど、
を見ると確かに市民の——近隣の方々の憩いの場になっておって、子供たちも遊んでいる。場所的にも、やることも非常にいいと思うんです。

ただ、竹の伐採についてこの額でいいのかどうかというのは書類を見て非常に感じました。というのは、付属資料としてあったグーグル空中写真で、半分の、プロに切ってもらうところは、上から見るだけで全部シイ、カシの繁った山です。確かにその中にも竹はあるんですけども、で、マダケと書かれています。一方で委託によって幾らでやりましょうというのが0.1ヘクタール当たり
万円という竹の伐採整理の中で上限に近いと思うんですね。

ですので、事前の質問でも、十分中へ踏み込めなかったので調査不十分だというお答えが返ってきた中で、そのままの額というのはいかがなものかと。踏み込めないはずはないので、プロだったら。もう一回詳細な調査をして、モウソウチクの太いものなんかだったら
万円必要でしょうけども、マダケの優しい竹で、しかも林内に生えている、これだったら
万円は必要ないと思うので、その辺の検討をお願いしたいと思います。

あと、とりあえず伐るだけですけども、やっぱり最後どうしたいのかという全体像を構想されて、その中で令和2年度はこうしたいというふうにしていただけると非常にいいかなと思いました。

委員長

ありがとうございます。

単価の点はやっぱりご指摘いただいていたようなこと多分あったと思いますので、ぜひ確認をしていただきたいなと思います。

ほか、いかがですか。特にございませんでしょうか。

それでは、こちらの特記事項に書かれたことと、今この場で話に出されたご意見のほうをちょっと事務局に取りまとめていただいて、附帯事項としてつけていただければ、留意事項として先

方にお伝えいただければと思います。

そうしましたら、今回のこの全体を見渡しての総括的なご意見等がありましたら、ぜひご発言をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

委員

全体を見ていてこれからどうなっていくのかなって、今さっき言っていた、総括的な話はそういうことだろうときっと思います。

例えば、「まなぶ」がたくさんあって、子供たちがたくさん勉強してくれるのはいいんですけども、この事業で子供たちに学んでもらって、それが将来どうなるのかというのが——もう数年になりますよね。この子供たちがここへ無料でというか、ほとんど経費もかからずに連れていってもらって学んだ子供たちが、さてどうなってるんだろうということをもうそろそろ検証をする必要があるのではないかと思います。

もし、そこでそんなに結果が出てないんだったら、こういうやり方と違って、このお金を持って学校でちゃんと授業の中でやるほうが、もしかしたらいいのかなと思います。

ただ一方で、団体ということで、こういう団体をしっかり育てていって、ボランティアで、いわゆる意識の高い団体が地域の中でリーダーシップをとってもらうような団体を育てていくという観点からこれをしているのであれば、もっと団体の人材育成をするということについても、この事業の中で見ていくということが必要なん違うのかなと思います。ただただ遠足になってないかなという気がいたします。

実は、うちがやっている [] でも、木工体験をやって、こちらにもお手伝いをいただいてやってる。それは無料なんですよね。それは、我がほうの会員さんのお金をもってやっているのであって、やはり公のお金ではないんですね。公のお金となったら、例えば学校でやっていることとここどう違うのかということの検証がもうそろそろ必要なん違うのかなと思います。

それと、団体を育成することが大事であるのだったら、団体を育成してあげてください。そして、今回の地域別で見て、有田、日高って、それこそ日高の山というのは、あれだけ立派な山がある中で全然応募がないのだったら、それはすごくある意味寂しいことではあるし。だから、そういう視点というのはぜひ考えていただけたら嬉しいなと思います。

以上です。

委員長

ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。

委員

重なるような部分なんですけど。

これを評点する前に、私は一応自分の紙へなぐり書きをざっとするんですが、この評点には反映してないんですけど、時々自分の思いをぼっと書いて、その中に「お遊びに走ってないか」と書くことがあるんです。

団体育てというのも大事なことで、営々とやってくれてる、それはそれで非常に立派なことで、ありがたいことではあると思うんですけども、一方で、悪くすると非常にルーチン化してしまっ
て、これから発展するんだろうかというふうを感じるやり方もいっぱいあります。

主たるところ、例えばどこどこ町の何々会へ常に委託すると。その委託の仕方も毎年——5年やっても6年やっても全く一緒と。じゃ、教える内容がどのぐらいレベルアップというか、より深くなっているんだろうかと、それは文字づらからだけではわからないという意味で、この税金が有効に生きるためにはやはり発展してほしい、団体も育ててほしい、そういうふうを感じながら採点もしているような、感想ですけど。

委員長

ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。

そうしましたら、私のほうから。ちょっと今のお二人の意見と非常に似たようなことを感じているわけなんですけども。

最近、私ちょっと木育の関係の事例を他県を含めて少し調査をしたり、当事者の話を聞いたりしているわけですが、そこで改めて感じますが、名前の呼び方はどちらでもいいです、「木工体験」でも「木育」でもいいと思うんですけども、やっぱりどうしても、例えば木育だと木のおもちゃとか、そういうのが先に出てしまうんです。しかし、やっぱり何ととってもそういう森林での教育活動の神髄というのは、それを使って何を学んでもらうか、何を感じてもらうか、何をつかんでもらうのかということに尽きるんですね。ですから、改めてそのコンテンツづくりですね。

いい素材があってもそれをやっぱりうまく伝える、そういう人がいなければ、なかなかこれは効果を上げるのは難しい。子供は何でも遊べますし、影響を受けますし、決してそれは無駄にはならないと思うんです。屋外でさまざまな楽しい体験をしたって、それはそれでいいと思うんですけども、そこにやっぱりすぐれたコンテンツが加わると非常に効果が高いなということを改めて実感しているわけです。

そういう意味で、もちろん在野の中にそういうすぐれた教育をされる方はいらっしゃるわけですけども、みんながみんなやっぱりできるわけじゃないし、思いはあっても、伝え方というのは、ちょっとコツをつかんだらできるかもしれませんが、コツをつかむまでというのは意外に大変だったりするかなという気がいたします。

ということで、先ほどあった団体の育成というところは、やっぱり非常に重要な点かなと。多くの府県でインストラクターの養成を今も続けてやっているところがあります。ずっと続けているというのはもう大変だなと、はたから見ていると思わなくはないのですが、そういうちゃんとインストラクターを育成していますということは、ちゃんとした教育に向かって取り組んでいますという県の一つの姿勢のあらわれでもあるように思います。

そういう意味でも、別にかちつとした養成スクールみたいなものではなくてもいいと思うんですが、その段階に応じた何か——例えば今いろんな活動をされている方のブラッシュアップの研修会ですとか、ただ事例を紹介するというだけでなく、スキルというんですかね、そういう子供たちに何を学んでもらうのか、それがどうやったら伝わるのかを考えてもらったらいんじゃないかなと思います。

それから、木工についても、やっぱり作って、持って帰って、だけどまあ部屋の片隅にぼいっていいのだとやっぱりちょっといけないなど。やっぱり親しんで使ってもらえる、身近に置いてもらえる、そういうものを目指すことは非常に重要なことかな。だから、お箸づくりとか、そういうの。今の子供たちは非常にそれを大事に使ったりするということをいろんなところで見聞きしましたので、いいことかなと思うんですけども、そのようなことも心がけるだけで大分、こういう県の森づくり税を使って行う事業というものの姿が見えてくるような気がするんですね。

確かに、先ほど■■■■委員もおっしゃったように、ちょっとルーチンに入っているようなところもございますので、ちょっとそこを改めて、自分たちにとってはこの活動が一体何であるかを見直すような機会をどうにかしてかつくれないものかなと少し思っています。

何よりも、とにかく何を伝えるかということ。そういう意味では、府県によっては副読本のようなものを独自で県の森林行政を中心にしてつくられているところもありましたし、木育なんかに関するちょっとしたガイドラインのようなものをつくっていたりするところもありました。

やっぱりそういう見える化をしていくことは、この基金が具体的にどういうことを目指しているかをシェアできるような何か資料をつくっていくことも、非常に重要なことなのではないかと考えています。いろいろ大変ではあるんですけども、やっぱりこれだけのお金を使って事業をする以上、県民の皆さんに、こういう考え方でこういうことを広げてほしい、してほしいと説明することはやっぱり大事なことなのではないかなと考えております。

私のコメントとしてはそんな感じなんですけど、ほかによろしいですか。

そうしましたら、続きまして最後の議事になりますけども、「公募事業2次募集の実施について」を議題としたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

井馬技師

森林整備課の井馬です。審議3ということですが、

現在、公募事業の審査をしていただいているところですが、今回の募集には間に合わないんですけど、次の募集があれば今年度事業として実施したいという声もありました。なので、この令和2年度のこの事業を採択した後、6月から7月ごろをめどに2次募集をしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

■■■■委員長

というご説明がありましたけども、2次募集の件いかがでしょうか。ご意見ございませんか。

なければ、公募事業の2次募集も実施したいと思いますので、またそのときはご審議のほどをよろしくお願いいたします。

そうしましたら、議事4「その他」について事務局からご報告をお願いいたします。

井馬技師

「その他」ということで、2点報告がございます。

1点目は、お手元に公募事業の中止承認と変更承認の用紙をお配りさせてもらっています。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴って、
から事業の廃止の申請と、から
大幅な減額の申請が出てきております。

については、3月のイベント実施に向けて団体みずからが準備を進めていましたが、3月のイベント自体の中止を決定したものであります。

また、については、本年度年3回のイベントを予定していましたが、3月実施予定であった第3回のイベントが実施を行うことができず、その分の事業費が全て0となり、全体で34%の減額となっています。

先日から他団体の中止承認等も対応していただいている中ではありますが、会議後に回収したいと思っていますので、配付している用紙に承認の有無やコメントを記入していただければと思っています。

次に、森林環境譲与税の増額について寺田班長より報告させていただきます。

児玉森整課長

先チェックしてもらうんと違うかな。

寺田班長

先チェック、今。今ちょっとそしたら。

井馬技師

今、チェックお願いします。

寺田班長

審議のお時間としたいと思いますので。

井馬技師

はい。

委員長

ご説明が終わりましたけども、何かご意見ございますか。事前に今皆様にはいろいろとご連絡が行ったかと思うんですけども、ちょっと大変ですね、この新型コロナの関係ですよね。

委員

一つ質問。

ちなみに、お金余ってきたら、次へ繰り越して、基金が残って
いくと、そういうことなんですか、予算的には。

児玉森整課長

そうです。はい。

■委員長

ということで、これは報告ですね。審議じゃないですね。審議？

寺田班長

一旦集めていただきまして、それで最終結果をまた委員会のほ
うからいただくということになります。この書面によって一旦決
まり——すみません。

■委員長

今集めるということ？

井馬技師

後で。

■委員長

後で。

寺田班長

一応、会議終わってからちょっと集めようかなと。
あと、ちなみに■委員にも郵送でお願いしてございます。

■委員長

はい、わかりました。

では、そういうことですので、今この場で質問等なければ、皆
様これ書いていただいて、後で回収していただくということで、
また後日、連絡があるかと思えます。

ここまでいいですか。

寺田班長

はい。

■委員

そもそも何かこれだけ書いてて、何でこう紙が要るかなと思う
んですけど、こんなになってるんですか。

寺田班長

そうなんです。紙で評点お送りして書いてもらうということに
ちょっと規定でなっております、選定については。

■委員

ああ、なるほど。

寺田班長

今回、ここで異議なしということでもと考えておったんですけど、決まりがちよつとこういう書面で。

委員

今日は出してもええけど、本当だったらちよつとしっかり考えて出してこいという話なんですね。はい、了解します。

[各委員、書面に記入]

委員長

大体皆さん書けたでしょうか。
そうしましたら、次が増額？

寺田班長

はい。森林整備課の寺田と申します。

冒頭、課長の挨拶でもあったんですけども、国の森林環境譲与税の譲与額の前倒しということが来ております。

森林環境譲与税については、前回の委員会で仕組みなり、使途等を説明しておるところです。

今回、森林環境譲与税が増額になったといいますのは、昨年すごい雨が降って災害等が日本各地で起こりました。国土保全機能の観点から、森林整備を促進する使途があるということで、その財源として環境譲与税が大事であるということで、令和2年度から前倒しで譲与される予定となりました。

こちらの資料をごらんください。上の表をごらんください。

上の表の上段が従来までの譲与額でございまして、変更後というところで令和2年度からR2のところ当初予定から倍増ということになってございます。

下のグラフですが、これは和歌山県への森林譲与税の譲与額の試算です。令和2年度が昨年度の約倍となっております。左側が市町村、右側の短いグラフのほうが県への譲与額となっております。

こういうことでございますので、また市町村においても新たな森林整備の取り組みが行われることもありますので、この市町村の動向に注視しながら、引き続き紀の国森づくり基金を財源とした基金事業と、市町村が行う事業との調整、すみ分けを行いながら、紀の国森づくり基金の適正な活用に努めたいと思っております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

委員長

ありがとうございます。3年間据え置きだったところが、2年目から倍増、それから6年目から満額というふうに変わったと、そういうことですね。

これは、報告だけですね。

寺田班長

そうです、はいそうです。

委員長

はい。

何か質問ございますか。よろしいでしょうか。

このことで一部ちょっと譲与税の市町村側の準備が整うまでこちらのほうの基金から少し前倒しで出す、負担するというふうに言っていて、災害のところだったと思うんですけど、何かそれは変化あるんですか、事業として。

児玉森整課長

この国版の森林環境譲与税は、先ほどお話ししましたとおり、今年度から譲与が始まっております、この税の大きな趣旨は、森林所有者さんがみずからも管理できない森林について、意向確認を市町村が行った上で、それは自分でも管理できないので市町村さんにお任せしますよというものについて、この森林環境譲与税を使って森林整備をするというのが一つの大きな柱になっております。

従前、この森づくり基金事業のほうでも森林所有者が管理できていない森林を整備するという事業をやっておりましたが、この譲与税の事業ができた関係で、そちらのほうは今年度に限りまだ実施体制が整わないということで、従前の仕組みを残しておったんですけども、来年度からは国の補助の対象にならない。例えば森林所有者さんが自ら管理はしたいんだけど、国の補助の事業がない、例えば公共造林事業とかの対象にならない、そういう分のみこの事業で——基金事業のほうで補助しますという形になっております。

その分については、今年度は従前の事業でやっておりますので、ほぼ当初予算で予定しておりました事業を指示しております。

一方、市町村のこの森林環境譲与税の実施状況ですけども、今年度は我々が予想したとおり、この譲与税を使つての森林整備というのはほとんど進んでおりませんで、その意向調査を一部の市

町村が取りかかっているという状況で、来年度からは我々想定しておいた以外に譲与額も倍増ということになってはきますので、市町村でも森林整備が進んでいくと思います。

その状況を見ながらになりますけども、場合によっては、我々が今国の対象にならないところを、また市町村が独自に事業を起こして、そういうところも補助していく可能性もありますので、そういう動向を我々も十分注視しながら国の譲与税とこの基金事業が目的として重ならないように事業に取り組んでいく必要があるものだと。

この基金事業は、令和3年度まで——紀の国森づくりの第3期は令和3年度までの事業になっておりますので、来年度——先ほどご意見がありました、例えば今までやってきた事業の効果の検証でありますとか、県民の意識調査のほうは予算化をしておりますが、そういったところも、どういった形でやるのかはこれから検討が必要ですけども、そういった検証もして、再来年、令和3年度には次期のこの事業をどうするかということをもたご審議いただくこととなりますので、そういったことを留意しながら取り組んでいきたいと思っております。

■ 委員長

ありがとうございました。

ほかに、ご質問ございませんか。

■ 委員

先ほど■さんのほうから、継続してやっているところの将来的な見通しと伺いますか、その発展というのはね、それは委員長も言われましたけど、その木育とも絡んで。

例えば、公募事業の資料を見せていただきまして、13年実施していますね。それで、場合によってはもう13年ずっと継続して申請されている団体もございますよね。この辺で——これは何年がいいのかちょっとわからないところもあるんですけども、例えば継続して出しているような団体については、5年ごとにその5年間の総括表みたいなものをつくっていただいて、それでさらにまた継続したいんだったら今後の見通しみたいな、目指す方向みたいなものを書類として出していただく、そういうことというのは考えられないでしょうかね。

■ 委員長

ありがとうございます。

この基金自体が5年がサイクルになっていますので、そういう点では、そこを節目にしてこの間ずっと継続してこられた方が自分たちを振り返る機会にするとかってことは、非常に大事なことかなと思いますね。

前回か、その前かに、少しここでも議論になったかと思うんですが、何かやったときに感想文とかをちゃんと残してもらおうようにしたほうが、検証などをするときには非常にわかりやすい。それから、その団体さん自身も、来てくれた方の意見を聞くことになるというのは、やっぱり自分たちの活動をブラッシュアップする上でも非常に重要だと思うんですね。

そのあたり、やっぱり今後、何か例えば子供さんだとか親子連れだとか、そういう方を呼んでいろいろ活動をされる場合は、その毎回について何らかの形で感想文のようなものを残していただく、アンケートのようなことをすることをちょっと義務づけてとは言いませんけれど、心がけていただくようにはしたほうがいいと思っています。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員

実は、これを見てすごく心配すると言うたら失礼なんやけども、たくさんのお金が市町村へ行きます。特に、今までの木を伐るとか林道をつけるとか、公共事業的なところの人材というのは市町村はそこそこいらっしゃるのかなとは思いますが、環境という面で見るときに、特に森林の技術屋さんの中でも植生を中心に勉強をされている技術屋さんなんていうのは、県はいらっしゃるけども、市町村なんてすごく少ないのではと思ったときに、これ、せっかくいい財源をちゃんとうまく使わないと、こんなことをしてるみたいな話で、またいつかの事業みたいなことにね、世の中の人に指弾されないように、それこそいい人材を市町村の中で育てていてもらいたいし、そういう指導を県のほうではしてもらいたいと思います。

何か、今までとやっていることが全然変わらへんのに、何かたくさん税金とられたなということにならないようにだけ、ぜひいい取り組みなんやから、で、特にこれから絶対大事な取り組みやと思いますので、そこだけお願いをしたいと思います。

委員長

ありがとうございます。

いかがですか。よろしいですか。

委員

意見ではないですけども、多分、当局はこのようにお答えをするんだらうというのは、例えば県庁の林業関係のOBの中でまだ動ける人、市町村へ再任用というわけではないのです、市町村に森林・林業上のアドバイスなんかをしてもらおうという役割をしてくれませんかというのを出していますよね。

児玉森整課長

はい。

委員

そんなことをやってもらったほうがいいと思います。

児玉森整課長

今、委員からおっしゃっていただいたことの補足ですけども。

この国版の森林環境譲与税が始まったときに、やっぱり一番懸念されたのは、これ市町村に非常に大きな金額が譲与されるんですが、執行体制として県下30市町村ある中で、この森林・林業に特化した課があるところは1市1町だけです。ほかのところは、全て担当さんがこの林業行政だけじゃなしに農林水産全て兼務されているという状況であって、その事業をいかに実施していくのかという実施体制に非常に不安が残るというお話がありました。

それを受けて、今県のほうでは、例えば県の外郭団体で「わかやま森林と緑の公社」という公社があるんですけども、その人員を動員して、県という行政の立場でなしに、そういう一般社団法人——林業法人として支援できるようなところの支援を、各市町村を2カ月に1回ずつ巡回して指導しておるようなことをしておりますし、今、委員おっしゃられた県のOBを市町村に紹介しまして、再任用という形で雇っていただいてアドバイスするとか、そういういろんな形でその支援に取り組んでおります。

また、いろんな意見をいただきながら、その体制が十分かどうかということがありますので、その検証をしながら進めていきたいと思っております。

委員長

ありがとうございます。

本当にこれだけの多くのお金、予算がつくことになりますので、

ぜひ効果的な使い方をみんなで考えていけたらいいんじゃないかなと思います。ありがとうございました。

あと、よろしいですか。

本日の議題は、これで全て終了いたしました。

いろんな方面から、多岐にわたるご意見をいただきまして、本当にどうもありがとうございます。

また、会議の進行にもいろいろご協力いただきましたことをお礼申し上げます。

では、事務局のほうにお返しします。

南方副課長

■■■■委員長、ありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

本日の審議の内容につきましては、事務局にて議事録を取りまとめ、各委員の皆様が発言内容のご確認をいただいた後、冒頭に委員長から議事録署名委員としてご指名いただきました■■■■委員と■■■■委員に署名・捺印をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

閉 会 午前 11 時 8 分